

第2章 品質管理レビューに対する審査及び検査

1. 審査

(1) 審査基本方針

審査会は、平成19年6月に策定した「監査の品質の一層の向上のために一審査基本方針等」（以下「審査基本方針等」という。）に基づき、「これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着」に重点を置き、「新しい事態への対応」に留意した審査を行うことを基本的な考え方として、協会からの品質管理レビューに関する報告を基にその内容を継続的に審査することとしている。

(2) 審査の実施状況

① 審査の対象

平成19事務年度の審査の対象は、協会が平成18年度及び平成19年度に実施した品質管理レビューである。

（参考）品質管理レビューに関する報告（月次報告書）の主な内容

- ・ 品質管理レビュー報告書
- ・ 改善勧告書
- ・ 改善勧告書に対する回答書
- ・ 品質管理レビュー調書（品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を作成するために収集・作成した一連の資料）

平成19年度に実施した品質管理レビューの報告の提出状況は次のとおりである（報告対象監査事務所ベース）。

《審査会への提出状況》

報告書 提出年月	19 年		20 年					合計
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	
報告対象 監査事務所数	8	15	26	37	15	29	1	131

② 協会による品質管理レビュー

協会による品質管理レビューは、大会社等の監査業務を行っている監査事務所を対象に原則として少なくとも3年に一度は実施すること

とされており、平成 19 年度は 131 監査事務所（55 監査法人、76 公認会計士）に対して実施された。

上記の品質管理レビューに基づき作成され、監査事務所に交付された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の内訳は次のとおりである。

《品質管理レビュー報告書（平成 19 年度）》 (監査事務所数)

区 分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計
監査法人	40	72.7%	15	27.3%	0	－	55
公認会計士	58	76.3%	15	19.7%	3	3.9%	76
合 計	98	74.8%	30	22.9%	3	2.3%	131

（注 1）「限定事項付き結論」は、次の要件 1 又は要件 2 のいずれかに該当する相当程度の懸念が、少なくとも 1 つは存在する場合に表明される。

要件 1：監査事務所の定めた品質管理のシステムに、品質管理の基準の示す監査に関する品質管理の目的の実現を阻害するような不備が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する重要な準拠違反が発生していた。

要件 2：監査事務所の監査実施者及びその他の職員が、監査事務所の定めた品質管理のシステムを適切に運用していない事実又は品質管理の基準が求める個々の監査業務における品質管理の手続を実施していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する重要な準拠違反が発生していた。

（注 2）「否定的結論」は、少なくとも「限定事項付き結論」の要件 1 又は要件 2 のいずれかに該当する重大な懸念等が生じており、かつ、個々の監査業務の品質管理のレビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する極めて重要な準拠違反がある場合に表明が検討される。

《改善勧告書（平成 19 年度）》 (監査事務所数)

区分	改善勧告事項				計
	なし		あり		
監査法人	－	－	55	100.0%	55
公認会計士	－	－	76	100.0%	76
計	－	－	131	100.0%	131

全ての監査事務所に対して改善勧告事項が指摘されているが、審査会では、改善勧告事項に対するフォローアップ機能の強化のための組織的な取組を協会に対して求めており、協会では品質管理レビュー制度の充実に積極的に取り組むこととしている。

(参考) フォローアップ・レビュー

協会は平成 19 年度において、上場会社監査事務所登録制度の発足に当たり、上場会社監査事務所部会に登録されているすべての監査事務所を対象として、品質管理レビュー又はフォローアップ・レビュー(前回の品質管理レビューに対する改善措置の状況について監査事務所に赴き確認すること)を実施している。平成 19 年度のフォローアップ・レビューは、72 監査法人、32 公認会計士の計 104 監査事務所に対して実施され、49 監査事務所(法人 34、個人 15)に対して改善の不十分な事項のない確認結果、55 監査事務所(法人 38、個人 17)に対して改善の不十分な事項のある確認結果が報告されている。

③ 審査会の審査状況

イ 審査の観点

審査会は、協会からの品質管理レビューの報告を分析し、必要に応じて協会又は監査事務所に対して報告徴収等を行い、その内容を検証の上、審査を行っている。審査の観点は次のとおりである。

- ・ 協会は、品質管理レビュー手続等の諸規程に則って品質管理レビューを実施しているか。
- ・ 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するため、品質管理のシステムを適切に整備しているか。
- ・ 個々の監査業務が、監査事務所の設けた品質管理のシステムに準拠して実施されているか。

ロ 報告徴収

審査の過程では、協会に対し必要に応じて質問を行うこととしており、さらに、必要がある場合には監査事務所に対して報告徴収を行っている。平成 18 年度の品質管理レビュー対象である 137 監査事務所に対する報告徴収の実施状況は以下のとおりである。

《報告徴収の実施状況》

(平成 20 年 6 月 30 日現在)

	対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴収	137	57	41.6%
監査法人に対するもの	31	25	80.6%
公認会計士に対するもの	106	32	30.2%

(注) 実施事務所数については、同一の監査事務所に複数回実施している場合も、1 回として集計している。

ハ 重点的検証事項

審査会の平成 19 事務年度審査基本計画において、「品質管理のシステムの整備」、「監査契約の新規の締結及び更新」、「監査業務に係る審査」を重点的検証事項としている（P44 資料 2－1 参照）。

これに基づき、各々の検証事項ごとに複数の監査事務所に対して横断的に報告徴収を実施している。

(a) 「品質管理のシステムの整備」に関する報告徴収

監査の品質管理については、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査から新基準等（注 1）を適用することが求められているが、品質管理のシステム（注 2）に係る整備状況を的確に把握するため、平成 19 年 5 月、審査会は 24 監査法人（注 3）に対して、品質管理のシステムの整備状況について報告を求めた。

（注 1）公認会計士による監査の品質の向上を図ることを目的として、平成 17 年 10 月 28 日付で企業会計審議会が「監査に関する品質管理基準」を設定している。また、これに対応し、平成 18 年 3 月 30 日付で、協会が品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第 32 号「監査業務における品質管理」等の実務指針を設定している。

（注 2）監査に関する品質管理基準では、「監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを適切に整備し、運用しなければならない。」と規定されており、少なくとも以下の事項に関する方針及び手続からなる品質管理のシステムを設けなければならないとされている。

- ・ 品質管理に関する責任
- ・ 職業倫理及び独立性
- ・ 監査契約の新規の締結及び更新
- ・ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任
- ・ 業務の実施
- ・ 品質管理のシステムの監視

(注3) 平成18年度の協会の品質管理レビューの対象となった31監査法人のうち、検査を実施した3監査法人及び解散した4監査法人を除く24の中小規模監査法人。

《「品質管理のシステムの整備」に関する報告徴収の実施状況》

(平成20年6月30日現在)

	対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴収	137	24	17.5%
監査法人に対するもの	31	24	77.4%
公認会計士に対するもの	106	－	－

《報告徴収において認められた主な事例》

品質管理規程については、概ね整備されているものの、次のような事例が認められる。

- ・ 人員不足等の理由から審査規程等が未整備、又は品質管理規程の一部の規定が未改訂のままとなっている。
- ・ 協会公表の中小事務所等施策調査会研究資料第1号「中小監査事務所向け監査ツール「監査の品質管理規程の例示について」」(以下「中小監査ツール」という。)の内容が法人の実態に合っていないにもかかわらず、そのまま利用している(事例多数)。

(b) 「監査契約の新規の締結及び更新」に関する報告徴収

協会の品質管理レビューにおいて、監査契約の新規の締結及び更新についての指摘が多くの監査事務所に対してなされていることから、平成19年11月、審査会は7監査事務所(注1)(中小規模監査法人2、個人5)に対して、監査契約の新規の締結及び更新に関する手続(注2)の実施状況について報告を求めた。

(注1) 平成18年度の品質管理レビュー報告書において、協会から監査契約

の新規の締結及び更新に関して再指摘を受けた 8 監査事務所及び再々指摘を受けた 2 監査事務所のうち、検査を実施した 2 監査事務所及び解散した 1 監査事務所を除く 7 監査事務所。

(注 2) 監査に関する品質管理基準では、「監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、監査事務所の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、並びに、監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しなければならない。」と規定されている。また、実務指針(品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第 32 号「監査業務における品質管理」)では、監査契約の新規の締結及び更新について更に詳細に規定されている。

《「監査契約の新規の締結及び更新」に関する報告徴収の実施状況》

(平成 20 年 6 月 30 日現在)

	対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴収	137	7	5.1%
監査法人に対するもの	31	2	6.5%
公認会計士に対するもの	106	5	4.7%

《報告徴収において認められた主な事例》

監査契約の新規の締結及び更新については、特に大きな不備はみられないものの、個人事務所において次のような事例が認められる。

- ・ 中小監査ツールが事務所の実態と合っていないにもかかわらず、そのまま利用し品質管理規程としている、又は規程を整備していない。
- ・ 文書化をしていない理由を「失念」等としているものがあり、文書化に対する意識が低い。

(c) 「監査業務に係る審査」に関する報告徴収

監査業務に係る審査については、平成 18 事務年度において重点的に検証した結果、審査の実施状況等に問題が認められており、引き続き検証することとしていたことから、平成 19 年 11 月、審査会は 32 監査事務所(注 1)(中小規模監査法人 6、個人 26)に対して、監査業務に係る審査(注 2)の実施状況について報告を

求めた。

(注1) 平成18年度の品質管理レビュー報告書において、協会から監査業務に係る審査に関して限定事項付き結論を表明された25監査事務所、再指摘を受けた7監査事務所及び再々指摘を受けた6監査事務所のうち、既に検査を実施した5監査事務所及び解散した1監査事務所を除く32監査事務所。

(注2) 監査基準では、「監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。」と規定されている。また、実務指針（品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」）では、監査業務に係る審査について、更に詳細に規定されている。

《「監査業務に係る審査」に関する報告徴収の実施状況》

(平成20年6月30日現在)

	対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴収	137	32	23.4%
監査法人に対するもの	31	6	19.4%
公認会計士に対するもの	106	26	24.5%

《報告徴収において認められた主な事例》

○ 監査法人

- ・ 監査業務のうち実査・立会などは判断を伴わないものであるとし、実査・立会の従事者を当該監査業務の審査担当者としている。
- ・ 監査実施中の各段階で適時に審査にかけるべき重要な事項及び審査資料を具体的に定めていない。

○ 個人事務所

- ・ 非上場の証券取引法監査1社のみを監査していることなどを理由として審査に関する方針及び手続を策定していない。
- ・ 大会社等以外の監査業務を審査対象としていない。
- ・ 監査実施中に問題点が発見された場合、審査を委託している外部の公認会計士と随時協議を行うとしているものの、協議過程や結果が文書化されていない。

二 審議

審査会は、審議において、

- i. 監査事務所への検査の実施
- ii. 行政処分その他の措置について金融庁長官へ勧告
- iii. 現時点においては、検査又は勧告を行わない（協会に対する改善要請等を行うものを含む）

について判断する。

平成 18 年度品質管理レビュー（対象：137 監査事務所）及び平成 19 年度品質管理レビュー（対象：131 監査事務所）の審議状況は以下のとおりである。

（平成 20 年 6 月 30 日現在）

審 議 状 況	平成 18 年度 品質管理レビュー	平成 19 年度 品質管理レビュー
i. 監査事務所への検査の実施を決したもの	11	1
ii. i の結果、行政処分その他の措置について 金融庁長官への勧告を決したもの	6	0
iii. 現時点においては、検査又は勧告を行わな いもの（協会に対する改善要請等を行うものを 含む）	126	0
iv. 現在、事務局で精査中であり、今後審査会に 処理方針を諮る予定のもの	0	130
審 議 対 象 監 査 事 務 所 数	137	131

2. 検査

(1) 検査基本方針

検査は、協会による品質管理レビュー制度の運営の適切性、監査事務所における品質管理のシステムの整備及び運用並びに監査業務の適切性についての審査結果を踏まえ、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要があると認められる場合、監査事務所の業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要があると認められる場合など、必要かつ適当と認めるときに実施することとしている。

(2) 検査の実施状況

平成 19 事務年度において審査会は、「平成 19 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」(P44 資料 2－1 参照)に基づき、11 監査事務所に対して検査を実施した。

3. 金融庁長官に対する勧告

審査会は、平成 19 事務年度に実施した検査の結果、下記の監査法人の運営が著しく不当と認められたので、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。なお、金融庁長官は、審査会からの勧告を踏まえ、各監査法人に対して、同法第 34 条の 21 第 1 項の規定に基づく指示等を行った (P46～51 資料 2－2～6 参照)。

監査法人	勧 告	業務改善指示等
なごみ監査法人	平成 19 年 10 月 25 日	平成 19 年 11 月 6 日
K D A 監査法人	平成 20 年 2 月 7 日	平成 20 年 2 月 22 日
六本木監査法人	平成 20 年 3 月 5 日	平成 20 年 3 月 18 日
福北監査法人	平成 20 年 3 月 28 日	平成 20 年 4 月 18 日 (注)
監査法人夏目事務所	平成 20 年 4 月 16 日	平成 20 年 4 月 30 日 (注)

(注) 福北監査法人及び監査法人夏目事務所については、法令に違反する行為が認められたことから、業務改善指示とともに戒告が行われている。

4. 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の公表

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以降、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を取りまとめて、関係者等に示してきた。

平成 19 事務年度においては、これまでに行った検査において指摘した事項の中から、監査事務所による監査の質の向上を図るための自主的な取組を促す観点から有益と思われる事例を「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ、平成 20 年 2 月に公表した（P52 資料 2－7 参照）。

この事例集では、平成 16 年 4 月の発足から平成 20 年 2 月までに検査を行った合計 30 件を対象とし、監査事務所の規模にかかわらず、監査の品質管理に関する問題点を幅広く掲載している。今後は、事務年度ごとに同事例集の内容を見直し、必要に応じて掲載事例の追加及び削除を行っていく。

なお、平成 20 年 6 月より、協会の各地域会で説明会を開催し、同事例集に対する理解の浸透を図るとともに、監査事務所における品質管理の重要性について周知徹底を図っている。

5. 審査基本方針等の改正

（１）「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」の改正

審査会は、平成 20 年 4 月 1 日の改正公認会計士法施行などを踏まえ、外国監査法人等に対する対応についての記載の追加など審査基本方針等の一部見直しを行い、平成 20 年 6 月 30 日に公表した（P84 資料 2－8 参照）。

（２）「平成 20 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」の策定

審査会は、上記の審査基本方針等を踏まえ、「平成 20 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定し、平成 20 年 6 月 30 日に公表した（P89 資料 2－9 参照）。

審査基本計画では、特に個人事務所における品質管理のシステムの整備状況及び監査法人における業務の品質管理の監視について重点的に検証することとし、また、協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況についても検証することとしている。

検査基本計画では、大規模監査法人等及び中小規模監査事務所について、必要に応じて検査を実施することとしている。

(3) 「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」の改正

審査会は、平成 20 年 4 月 1 日に施行された改正公認会計士法において、監査事務所が品質管理レビューを受けていないこと又は協力することを拒否していること等により協会が報告を行っていない場合についても検査を実施することが可能となったこと等を受け、平成 19 年 6 月 29 日に公表した「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」について、所要の改正を行った。

改正後の基本指針は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用している（P91 資料 2－10 参照）。

なお、外国監査法人等については、下記（4）に述べるとおり、本基本指針とは別途検査方針について検討を進めることとしている。

(4) 外国監査法人等に対する対応

平成 20 年 4 月 1 日に施行された改正公認会計士法では、発行する証券が日本市場で広く流通している外国会社等に監査証明業務を提供する外国監査法人等に対して、金融庁へ届出を求めるとともに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合に金融庁及び審査会は外国監査法人等に対して報告徴収及び検査を行うことができることとされている。

審査会は、今後の外国監査法人等の金融庁への届出状況や外国監督当局との協力関係の進展状況などを踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に公表することとした（P102 資料 2－11 参照）。